

本検討会でご議論を進めていくうえでの視点 (資料1-3)

1. デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者トラブルとして、どういうものを想定するか。資料4-1で紹介したものの他、どのようなものがあるか。

2-1. 消費者取引(消費者が一方当事者となっている取引をいうものとする。)を介在するデジタル・プラットフォームの特徴として、どの点に着目するか。

- ・非対面の取引の仲介から決済に至る取引の「場」の提供と、提供された「場」における定型的かつ膨大な選択肢(商品・取引の相手方)の提供
- ・契約の内容に適合しない商品や安全性に問題のある商品の提供など、従来から見られる問題における被害回復や紛争解決の困難性
- ・第三者から得た情報を含めた消費行動・属性等に関する情報の膨大な蓄積、蓄積された情報を踏まえた取引の即時のマッチング機能の提供、個人ごとに調整された取引
- ・規約による取引の内容及び条件の決定、変更

2-2. これまでの消費者取引との比較において、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引の問題の本質をどう捉えるか。

- ・C to C 取引や越境取引など、多様化した取引の大量の発生
- ・取引の目的(商品・サービス)ではなく、取引の主体である買主の消費者に関する情報の「格差」の拡大、非対面でも容易となった積極的な働きかけと消費者の限定合理性の拡大
- ・消費社会のインフラとしての役割への期待

3-1. 「取引の場の提供者」としての役割をどう考えるか。

3-2. 誰がどこまで消費者トラブルの責任を負うべきか。

3-3. 現行法では、原則、当事者間での解決に委ねられている CtoC 取引の環境整備について、どう考えるか(BtoC 取引と CtoC 取引に違いはあるか)。

第1回デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における
環境整備等に関する検討会 出席者名簿

令和元年12月5日

【委員】

京都大学大学院経済学研究科教授	(座長) 依田 高典
中央大学国際情報学部教授	石井 夏生利
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会電子商取引・通信ネットワーク部 会長、弁護士、国立情報学研究所客員教授	板倉 陽一郎
一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長	浦郷 由季
一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長	長谷川 雅巳
信州大学名誉教授、昭和女子大学特命教授	樋口 一清
京都大学大学院法学研究科教授	山本 敬三
アジアインターネット日本連盟	渡辺 弘美

【オブザーバー】

内閣官房デジタル市場競争本部事務局参事官	安東 高德
公正取引委員会経済取引局総務課長	藤井 宣明
個人情報保護委員会事務局参事官	三原 祥二
総務省情報流通行政局情報通信政策課長	玉田 康人
経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室長	内田 隆
独立行政法人国民生活センター理事長	松本 恒雄

【消費者庁】

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	衛藤 晟一
消費者庁長官	伊藤 明子
デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関するプロジェクトチーム 室長（消費者庁次長）	高田 潔
副室長（消費者庁審議官）	小林 涉
副室長（消費者庁審議官）	坂田 進
主査（消費者庁取引対策課長）	笹路 健
主査（消費者庁消費者制度課長）	加納 克利
室員（消費者庁消費者政策課長）	内藤 茂雄
室員代理（消費者庁消費者教育推進課企画官）	米山 眞梨子
室員（消費者庁地方協力課長）	太田 哲生
室員（消費者庁消費者安全課長）	鮎澤 良史
室員（消費者庁表示対策課長）	西川 康一

(敬称略。肩書は令和元年12月5日現在)